

庁舎等管理委託業務電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、島根県が発注する庁舎等管理委託業務に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）を、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）を使用して行う場合における事務処理に関し必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、庁舎等管理委託業務のうち、管財課長があらかじめ電子調達システムを使用して入札等を行うことを決定したものについて適用する。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子調達システム 入札等の事務を執行するための電子情報処理組織であって、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札等に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。
- (2) 電子入札 入札等の手続を電子調達システムで行うものをいう。
- (3) 紙入札 入札等の手続を電子入札に代えて、書面で行うものをいう。
- (4) 電子くじ 入札等の落札又は決定となるべき同価の入札又は見積りをした者が2人以上あるときに、演算式により電子調達システムが落札者又は随意契約の相手方を決定する仕組みをいう。
- (5) ICカード 契約担当者及び電子入札に参加する者が電子入札を行うときに使用する記録媒体であって、地方公共団体組織認証基盤の組織認証局を運営する者又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書が記録されたものをいう。
- (6) ID・パスワード 随意契約に係る電子入札に参加する者が電子入札を行うときに使用するID及びパスワードをいう。
- (7) 登録 契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。
- (8) 契約担当者 会計規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。

(利用者登録)

第4条 契約担当者は、あらかじめその使用に係るICカードについて、電子調達システムで利用の登録（以下「ICカード利用者登録」という。）を行わなければならない。

- 2 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめその使用に係るICカードについて、電子調達システムでICカード利用者登録を行わなければならない。この場合において、当該ICカードの名義は、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。）第5条の規定により入札参加資格の認定を受けた者でなければならない。
- 3 随意契約に係る電子入札に参加しようとする者で、前項に規定するICカード利用者登録を行わないものは、管財課長からID・パスワードの交付を受けなければならない。

- 4 管財課長は、前項のID・パスワードを交付するとともに、電子調達システムで当該ID・パスワードを登録しなければならない。

(ICカード等の管理)

第5条 ICカード利用者登録を行った者は、その使用に係るICカードの破損、紛失、盗難その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 ICカード利用者登録を行った者は、その使用に係るICカードの紛失、盗難等によりICカードを不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちに当該ICカードの失効その他の適切な措置を講じなければならない。
- 3 ID・パスワードの交付を受けた者は、その使用に係るID及びパスワードの漏洩その他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 ID・パスワードの交付を受けた者は、その使用に係るID及びパスワードの漏洩等によりID・パスワードが不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちにパスワードの変更その他適切な措置を講じなければならない。

(案件の登録及び変更等)

第6条 契約担当者は、電子入札を行う案件について、電子調達システムで案件の登録を行い、一般競争入札の公告、指名競争入札の通知又は随意契約の見積りの依頼（以下「公告等」という。）を行わなければならない。

- 2 契約担当者は、登録した案件について変更を行い、又は登録した案件の電子入札を取りやめる必要があると認めるときは、直ちに電子調達システムで変更又は取りやめを行わなければならない。
- 3 前項の場合において、公告等を行った後に変更を行い、又は取りやめるときは、電子調達システムでその旨を通知しなければならない。

(提出資料の登録)

第7条 電子入札に参加しようとする者は、契約担当者が指定する期間内に、電子調達システムで入札参加資格確認資料その他電子入札に参加するために必要な資料（以下「提出資料」という。）を登録しなければならない。

- 2 提出資料の作成に係る電子ファイルの種類及び保存形式は、次の表に掲げるとおりとする。

	電子ファイルの種類	電子ファイルの保存形式
1	Microsoft Wordファイル	Word2019形式以前
2	Microsoft Excelファイル	Excel2019形式以前
3	一太郎ファイル	2019形式以前
4	PDFファイル	Acrobat DC以前
5	その他のファイル	画像ファイル（TIFF、JPEG及びGIF形式）その他契約担当者が認めた形式

備考 電子ファイルを保存する際に内容が損なわれるおそれのある機能を使用しないこと。

提出資料を圧縮する場合にあっては、ZIP形式とすること。

- 3 契約担当者は、提出資料に係る電子ファイルがウイルスに感染していることを認めたときは、直ちに当該電子ファイルの閲覧を中止し、ウイルスの感染の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 契約担当者は、第1項の規定により登録される提出資料が次の各号のいずれかに該当するときは、電子入札に参加する者に対して、当該提出資料を持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で送付するよう求めなければならない。

- (1) 電子ファイルの容量が1メガバイトを超えるものであるとき。
- (2) 電子ファイルがウイルスに感染していることを認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、持参し、又は郵便等で送付することが適当であると認めるとき。

（入札書等の登録）

第8条 電子入札に参加する者は、所定の入札期間内又は見積期間内に、電子調達システムで入札書又は見積書を登録しなければならない。この場合において、電子入札で用いる日時は、電子調達システムで示される日時とする。

- 2 電子入札に参加する者は、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況の良否による所要時間等を考慮して、時間的な余裕をもって入札書又は見積書を登録しなければならない。
- 3 電子入札に参加する者は、電子調達システムで入札書又は見積書が登録されたことを確認しなければならない。
- 4 入札書又は見積書が登録された後においては、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

（入札等の辞退）

第9条 電子入札に参加する者は、入札期間内又は見積期間内であれば、電子調達システムで辞退届を登録することにより入札等を辞退することができる。

- 2 前項の場合において、入札書又は見積書が登録された後は辞退することはできない。
- 3 入札期間内又は見積期間内に入札書等が登録されないときは、入札等を辞退したものとみなす。

（紙入札の承認）

第10条 電子入札の案件について紙入札で参加しようとする者は、契約担当者に、書面で申し出なければならない。

- 2 電子入札の案件については、次の各号のいずれかに該当する場合に限って、紙入札を認めるものとする。
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する調達契約に係る入札等である場合
 - (2) 入札等に参加しようとする者が、ICカードを取得するための手続中であり、電子入札で参加することができないと認められる場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合
- 3 契約担当者は、紙入札を承認するときは、提出資料及び入札書又は見積書の提出日時、提出場所並びに提出方法等を書面で通知しなければならない。

（開札）

第11条 契約担当者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく電子調達システムで開札を行わなければならない。

2 前項の規定は、随意契約の相手方を決定するときの手續について準用する。

(落札決定)

第12条 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに電子調達システム又は口頭若しくは書面でその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定は、随意契約の相手方を決定したときの手續について準用する。

(電子くじによる落札者の決定)

第13条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじで落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札等に紙入札で参加した者がいるときは、電子くじによらず他のくじで落札者を決定するものとする。

3 前2項の規定は、随意契約の決定となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときの手續について準用する。

(再度入札)

第14条 開札の結果、落札者がいないときには、再度の入札を2回まで行うことができるものとする。

2 再度の入札の手續は、前6条の規定によるものとする。

3 前2項の規定は、随意契約において決定となるべき価格の見積りをした者がいない場合に、再度の見積りを依頼するときの手續について準用する。

(再度入札に付し落札者がいないときの随意契約)

第15条 契約担当者は、再度入札に付し落札者がいない場合で、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低の金額の入札を行った者と随意契約を行うときは、電子調達システムで見積りの依頼を行うものとする。

(障害時の取扱い)

第16条 電子入札に参加する者が、次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨の申告を行った場合は、契約担当者は、障害の内容と復旧の可否について調査し、短期間での復旧が不可能であり、かつ、複数の者が電子入札に参加できないと判断したときに限り、入札期間若しくは見積期間を延長し、又は開札日時を延期することができるものとする。

(1) 天災

(2) 広域・地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

(4) その他日時の変更が妥当であると認められる場合

2 契約担当者の使用に係る電子計算機の障害により、電子調達システムを使用することができなくなったときは、入札期間若しくは見積期間を延長し、又は開札日時を延期することができるものとする。

3 前項の場合において、電子調達システムの復旧の見込みがないとき又は直ちに入札等を行う必要があるときは、紙入札の方法で入札等を行うものとする。

- 4 契約担当者は、前項の規定により紙入札の方法に変更したときは、当該紙入札に参加する者に、書面でその旨を通知しなければならない。

(入札等の結果の公開)

第17条 電子入札の結果は、当該入札等に参加した者に、電子調達システム又は書面で公開するものとする。

(補足)

第18条 この基準に定めるほか、島根県が行う庁舎等管理委託業務に係る電子入札及びこれに関連する手続の運用に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する
- 2 この基準は、平成22年4月26日から施行する。
- 3 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成31年3月29日から施行する。